

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二十九款の三 西関東連絡道路建設事務所（第二百二十条の五・第二百三十款 削除

十条の六） 「第二十九款の三 西関東連絡道路建設事務所（第二百二十条の五・

第三十款 鉄道高架建設事務所（第二百二十条の七・第二百二十条の

第二百二十条の六）

に改める。

第三条の表県民生活部の項中

ス ポ ー ツ 振 興 課	ス ポ ー ツ 振 興 課
---------------------------------	---------------------------------

を

「スポーツ振興課」に改め、同表危機管理防災部の項

中 消 防 防 災 課	消 防 防 災 課
----------------------------	-----------------------

に改める。

第六条の二改革推進課の項第十三号中「地域経営局長」を「行政改革・ICT局長」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 内部統制の推進に関すること。

第六条の二地域政策課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 地域経営局長の庶務に関すること。

第七条人事課の項に次の一号を加える。

七 集約化した定型業務等の処理に関すること。

第七条税務課の項第二号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同

項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事。

第七条の二ラグビーワールドカップ二千十九大会課の項を削る。

第七条の三消防防災課の項中「消防防災課」を「消防課」に改め、同項中第八号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号を削り、第十四号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 災害対策課の庶務、予算及び経理に関する事。

第七条の三消防防災課の項第十五号中「消防防災対策」を「消防」に改め、同号を同項第十一号とし、同項の次に次の一項を加える。

災害対策課

一 災害対策基本法の施行（危機管理課において所掌するものを除く。）に関する事。

二 防災対策についての市町村その他関係機関との調整（危機管理課において所掌するものを除く。）に関する事。

三 災害救助法の施行に関する事。

四 大規模地震の予知への対応措置に関する事。

五 地域振興センターとの連絡調整（防災対策に係るもののうち、危機管理課において所掌するものを除く。）に関する事。

六 前各号のほか、災害対策に関する事。

第九条医療整備課の項第一号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同条健康長寿課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

第九条疾病対策課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 アレルギー疾患対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

第九条薬務課の項第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第十条産業労働政策課の項第十号中「施行」の下に「（産業支援課において所掌するものを除く。）」を加え、同条産業支援課の項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行（事業継続力強化支援計画に関することに限る。）に関すること。

第十一条農業ビジネス支援課の項第十三号中「バイオマス利活用の推進」を「企業等の農業参入に向けた誘致」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号中「及び埼玉県卸売市場条例」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農産物安全課の項第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 バイオマス利活用の推進に関すること。

十五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。

第十二条道路街路課の項に次の一号を加える。

五 鉄道高架建設事務所との連絡調整に関すること。

第十八条第一項第一号中「自動車取得税、自動車税」を「自動車税環境性能割、自動車税（種別割）」に改め、同項第二号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同項第三号中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改め、同条第三項第一号中「自動車取得税等」を「自動車税環境性能割等」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割、軽自動車税の環境性能割」に改め、同項第二号中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改め、同項第三号及び第五号中「自動車取得税等及び自動車税」を「自動車税環境性能割等及び自動車税（種別割）」に改める。

第二十五条の二第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 受動喫煙防止対策に関すること。

第三十三条第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第四十八条第二項の表埼玉県消費生活支援センター川越の項及び埼玉県消費生活支援センター春日部の項を削る。

第六十六条第三項中「埼玉県さいたま農林振興センターの所管区域」の下に「（県営土地改良事業さいたま中央地区の区域を除く。）を加えた区域とし、埼玉県春日部農林振興センターの所管区域は、同項に規定する埼玉県春日部農林振興センターの所管区域に県営土地改良事業さいたま中央地区の区域」を加える。

第六十七条第一項第二十一号中「及び埼玉県卸売市場条例」を削る。

第七十三条第十七号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に

改める。

第一百十条第二項中「前項第十四号」を「前項第十五号から第二十二号まで」に改める。

第一百十条の表中

埼玉県川越県土整備事務所 埼玉県越谷県土整備事務所 埼玉県杉戸県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路施設部 河川部 道路環境部
--	---------------------------------------

を

埼玉県川越県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路部 橋りよう部 河川部
--------------	-------------------------------------

に

改め、同表に次のように加える。

埼玉県越谷県土整備事務所 埼玉県杉戸県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路施設部 河川部 道路環境部
------------------------------	---------------------------------------

第三章第二節第三十款を次のように改める。

第三十款 鉄道高架建設事務所

(設置、名称及び位置)

第一百十条の七 連続立体交差事業を行わせるため、鉄道高架建設事務所を置く。
2 鉄道高架建設事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
埼玉県鉄道高架建設事務所	春日部市

(事務)

第一百十条の八 埼玉県鉄道高架建設事務所においては、次の事務を所掌する。

- 一 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る用地取得及び工事に関すること。

二 前号の事業に関連して行う都市計画街路事業に係る用地取得及び工事に関すること。

第六十一条中「技術支援室」を「材料技術・事業化支援室」に、「事業化支援室」を「生産技術・事業化支援室」に改める。

第八十七条の表埼玉県防災会議の項中「~~消防防災課~~」を「~~消防課~~」に改め、同表中

埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。
製菓衛生師試験委員	製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。
埼玉県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務及び同法によりその権限に属させられた事項を処理する事務
埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。
製菓衛生師試験委員	製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（公立大学法人埼玉県立大学に係るものに限る。）を処理する事務
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係るものに限る。）を処理する事務
保 健 医 療 政 策 課	

を

埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。
製菓衛生師試験委員	製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（公立大学法人埼玉県立大学に係るものに限る。）を処理する事務
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係るものに限る。）を処理する事務
保 健 医 療 政 策 課	

に

改め、同表埼玉県卸売市場審議会の項を削る。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項を次のように改める。

企画財政部	政策・財務局長 行政改革・IC T局長 地域経営局長	上司の命を受け、政策の企画、総合計画の策定、予算及び議会等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、行政経営、情報通信技術の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、市町村行財政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-------	-------------------------------------	--

第百八十八条第一項の表危機管理課及び消防防災課の項中「消防防災課」を「災害対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

環境部	環境未来局長	上司の命を受け、環境政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-----	--------	--

第百八十八条第三項の表総務部の項中「及び公益通報者保護」を「、公益通報者保護及び内部統制の評価」に改め、同表広聴広報課の項の次に次のように加える。

こども安全課	児童虐待対策幹	上司の命を受け、児童虐待対策に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------	---------	--

第百八十八条第三項の表農業政策課の項の次に次のように加える。

畜産安全課	家畜衛生幹	上司の命を受け、家畜伝染病対策に関する事
-------	-------	----------------------

務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第四項第五号を次のように改める。

五 雇用労働局長

第百八十八条第四項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第百九十二条第一項の表地域機関の項中「にあつては総長」を削り、同条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を削り、同表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	医療経営管理幹		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、センター長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	局 医療安全管 理幹	部 副部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	技師長	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
	副技師長		上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う事務のうち、高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事する。
			上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士又は言語聴覚士の行う事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。

	看護師長
	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

第九十二条第三項の表総合技術センターの項を次のように改める。

	総合技術センター	技術指導幹	上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	総合技術幹		上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主席工事検査員		上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
	副主席工事検査員		上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	主任工事検査員		上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	工事検査員		上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条農業ビジネス支援課の項第十五号の改正規定（「及び埼玉県卸売市場条例」を削る部分に限る。）、第六十七条第一項第二十一号の改正規定及び第八十七条の表の改正規定（埼玉県卸売市場審議会の項を削る部分に限る。）

令和二年六月二十一日

二 第十一条農産物安全課の項第五号の改正規定、第三十三条第五号の改正規定及び第七十三条第十七号の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

2 この規則の施行の際、危機管理防災部消防防災課に勤務している者は、別に命令を発せられない限り、同一の職により、危機管理防災部消防課に勤務を命ぜられたものとする。